

## 「飼料稲給与畜産物認証マーク」募集要領

### 1. 趣旨

食肉や鶏卵、牛乳・乳製品を生産するために牛や豚、鶏を飼養している畜産経営者は、TPP11（環太平洋連携協定）や日EU・EPA（経済連携協定）の発効後に備え、生産コストの低減化、飼料の安定確保などによる経営安定に努めることが重要です。

現在、我が国の家畜の飼料の多くは輸入に頼っていますが、この輸入飼料は価格変動が大きく、将来的に安定的に確保できる保障もないことから、現在、国をあげて国産飼料の増産に取り組んでいます。その一環として、余剰となっている食用米を生産していた水田を活用して、飼料用米や稲発酵粗飼料<sup>※</sup>等の飼料稲による飼料生産を振興しています。このことは、国産飼料の確保という飼料自給率や食料自給率の向上のみならず、農地保全や国土保全という効果ももたらすものです。

また、飼料稲を家畜に給与することにより生産される牛肉、豚肉、鶏肉、牛乳・乳製品、鶏卵には、旨味成分の遊離アミノ酸、人の健康に良い $\alpha$ -トコフェロール（ビタミンEの一種）やオレイン酸（不飽和脂肪酸の一種）など機能性成分や旨味成分が蓄積することが認められています。

（一社）日本草地畜産種子協会では、飼料稲を給与した畜産物には機能性成分や旨味成分が豊富に含まれていることを消費者に啓発し、消費者が飼料稲を給与した畜産物を購入し、飼料稲給与畜産物の消費拡大が図られることによって飼料稲の生産振興を図るため、「飼料稲給与畜産物認証基準」を作成することとしています。

今回、その一環として飼料稲を給与して生産される畜産物を他のものと識別し、消費者が飼料稲給与畜産物を選択できるように、飼料稲給与家畜の飼養基準及び飼料稲給与畜産物の生産基準の各々の認証を取得した畜産経営や畜産物を表示する飼料稲給与畜産物の認証表示マークを募集します。

※稲発酵粗飼料：稲の子実から茎葉までの稲全体を発酵させた家畜の飼料。稲WCS（稲ホールクロップサイレージ）とも言う。

### 2. 募集するマークの種類

マークの図柄は、飼料稲と家畜の絵、文字ロゴの3要素を使用したマークとし、飼料稲の図柄に家畜の図柄と文字ロゴを組み合わせたものとします。マークは基本の図となる1つの本体に、次の①から⑤に記載した家畜の図柄を1種類ずつはめ込んだマーク5種類とし、それに基準認証の種類を文字ロゴで入れます。具体的には、別添の飼料稲給与畜産物認証マークのイメージを参照してください。

なお、実際にマークを使う場面を、下記の①から⑤に記載したので、デザインを作成するに当たっては、使用場面に配慮したデザインとしてください。

#### ①肉用鶏経営・鶏肉に使用するマーク

認証基準を満たした肉用鶏農家が掲示する又は認証基準を満たした鶏肉に貼付又はカタログなどに印刷するマーク

②採卵鶏経営・鶏卵に使用するマーク

認証基準を満たした採卵鶏農家が掲示する又は認証基準を満たした鶏卵に貼付又はカタログなどに印刷するマーク

③養豚経営・豚肉に使用するマーク

認証基準を満たした養豚農家が掲示する又は認証基準を満たした豚肉に貼付又はカタログなどに印刷するマーク

④肉用牛経営・牛肉に使用するマーク

認証基準を満たした肉用牛農家が掲示する又は認証基準を満たした牛肉に貼付又はカタログなどに印刷するマーク

⑤酪農経営・牛乳・乳製品に使用するマーク

認証基準を満たした酪農家が掲示する又は認証基準を満たした牛乳・乳製品に貼付又はカタログなどに印刷するマーク

3. 飼料稲給与畜産物認証の種類

飼料稲給与畜産物認証基準の認証を取得した次の経営とそこで生産される畜産物

①肉用鶏経営と鶏肉

②採卵鶏経営と鶏卵

③養豚経営と豚肉及びその加工品（ベーコン等）

④肉用牛経営と牛肉

⑤酪農経営と牛乳及び乳製品（チーズ、バター等）

4. コンセプト

①「国産の飼料稲を原料にした飼料用米や稲発酵粗飼料を飼料に混合して家畜に与える畜産・酪農」のイメージが連想されること

②「飼料稲を肉用牛や乳用牛、豚、鶏に給与して生産された牛肉、牛乳・乳製品、豚肉及びその加工品、鶏肉、鶏卵」であることが、消費者に認識されるものであること

③飼料稲を給与する畜産・酪農経営の健全性、そこで生産される畜産物の機能性成分などを通して、畜産イメージを高めるものであること

④消費者の関心を強く引くものであること

⑤認証マークなので、あまりポップにならないこと

5. 募集期間

平成30年8月7日（火曜日）～9月6日（木曜日）

6. 応募資格

日本国内に在住の方で、飼料稲給与畜産物を生産する畜産・酪農の趣旨を理解していただける方

## 7. 賞

マークの種類ごとに

- 最優秀賞 1点 (賞状 賞金8万円)
- 優秀賞 2点 (賞状 賞金3万円)

## 8. 審査

飼料稲給与畜産物認証基準作成推進委員会(事務局:(一社)日本草地畜産種子協会)において審査の上、賞を決定し、入賞者には決定後速やかに審査結果を報告します。

## 9. 表彰

受賞者には賞状・賞金を進呈します。

## 10. 応募規定

応募作品は応募者が作成した完全オリジナルのものに限ります。

- ①作品は、郵送する場合はA4カラーで送付して下さい。手書きも可とします。メールで送信する場合は、PDFかJPEG又はGIFにしてください。
- ②別添の作品記入用紙1枚につき1案(マーク本体の図柄に1種類の家畜の図柄と文字ロゴをはめ込んだもの、他の4種類のアタッチメントを記入したものを1案とします)を記入してください。
- ③1案についてカラー用の作品記入用紙(2/3)とモノクロ用の作品記入用紙(3/3)をそれぞれ1枚ずつ記入してください。
- ④応募は一人2案までとします。
- ⑤鶏卵1個に貼り付けるために縮小印刷(15mm×15mm程度)しても識別可能なデザインとします。作品記入用紙には、大きいサイズとその縮小サイズのことを記入してください。
- ⑥デザインの趣旨等、簡単な説明(100字程度)を応募用紙(1/3)に記入し、作品記入用紙に添付してください。複数応募の場合は、それぞれに対応した応募用紙を作成してください。
- ⑦彩色は4色以内(グラデーションは不可)とします。背景色有り、白抜きデザインも可とします。
- ⑧稲の図柄、家畜の図柄、文字ロゴの図柄の配置はフリーとします。
- ⑨マークはモノクロで使用する必要があることを考慮して作成してください。
- ⑩作品は、家畜や文字ロゴをマークの本体にはめ込んでも違和感のないものとしてください。

## 11. 作品の取扱い

- ①応募作品は返却しません。また、応募作品の受領の連絡もいたしません。
- ②入賞作品には一部修正を加えることがあります。また、入賞作品の著作権等(翻訳権、改変権、翻案権、二次的著作物の利用に関する原作者の権利等を含む)

の知的財産権は、全て（一社）日本草地畜産種子協会に帰属します。

③飼料稲給与畜産物認証マークは飼料稲給与畜産物認証を表示するために商標登録を予定しておりますので、ご了解いただきます。

④入賞後に、応募作品が他の著作権を侵害している、またはその可能性が高いと判断される場合には、入賞を取り消すとともに、賞の返還を求めます。

## 1 2. 応募方法及び必着日

作品に応募用紙を添付して、郵送またはメールにより以下の送り先へ送付してください。応募した作品に関する問い合わせにはお応えできません。

### (1) 郵送先

〒101-0035

東京都千代田区神田紺屋町8 NCO神田紺屋町ビル4F

一般社団法人日本草地畜産種子協会

飼料稲給与畜産物基準認証マーク作成担当

### (2) メールアドレス

[info@souchi.lin.gr.jp](mailto:info@souchi.lin.gr.jp)

### (3) 必着日：平成30年9月6日（木）

## 1 3. 主催：飼料稲給与畜産物基準認証作成推進委員会

（事務局：一般社団法人 日本草地畜産種子協会）

## 1 4. 問い合わせ先

〒101-0035

東京都千代田区神田紺屋町8 NCO神田紺屋町ビル4F

一般社団法人 日本草地畜産種子協会

飼料稲給与畜産物基準認証マーク作成担当：武田

TEL：03-3251-6501

FAX：03-3251-6507

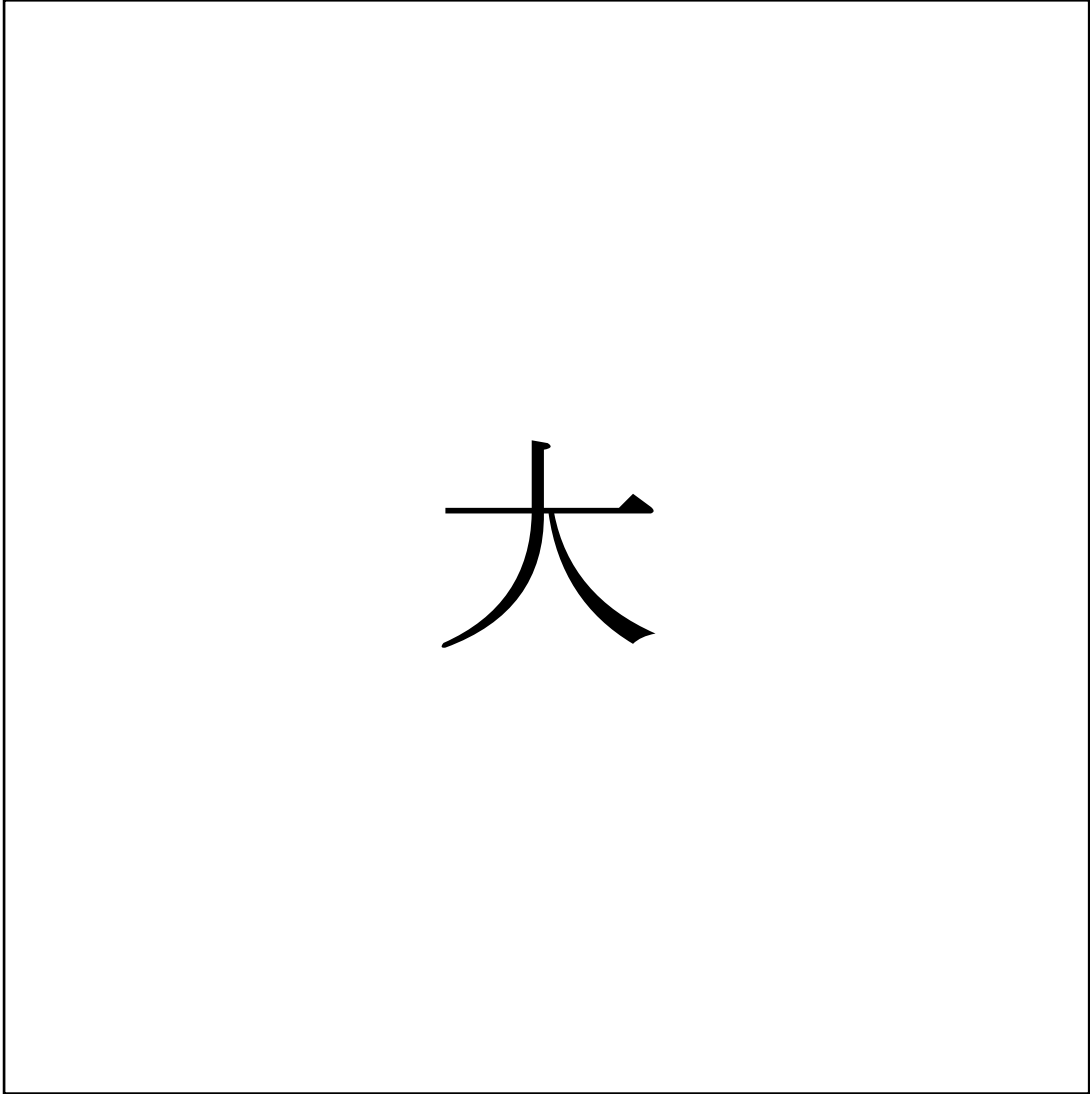
E-mail：[info@souchi.lin.gr.jp](mailto:info@souchi.lin.gr.jp)

応募用紙(1/3)

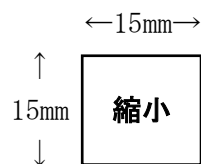
氏名	
住所	
電話番号	
メールアドレス	
デザインの趣旨(100字程度で簡潔に記載する)	

**応募用紙（2／3） <作品記入用紙（カラー用）>**

1枚につき1案記入。1案はマーク本体に1種類のアタッチメントをはめ込んだ図柄と、他の4種類の家畜の図柄と文字ロゴを記入

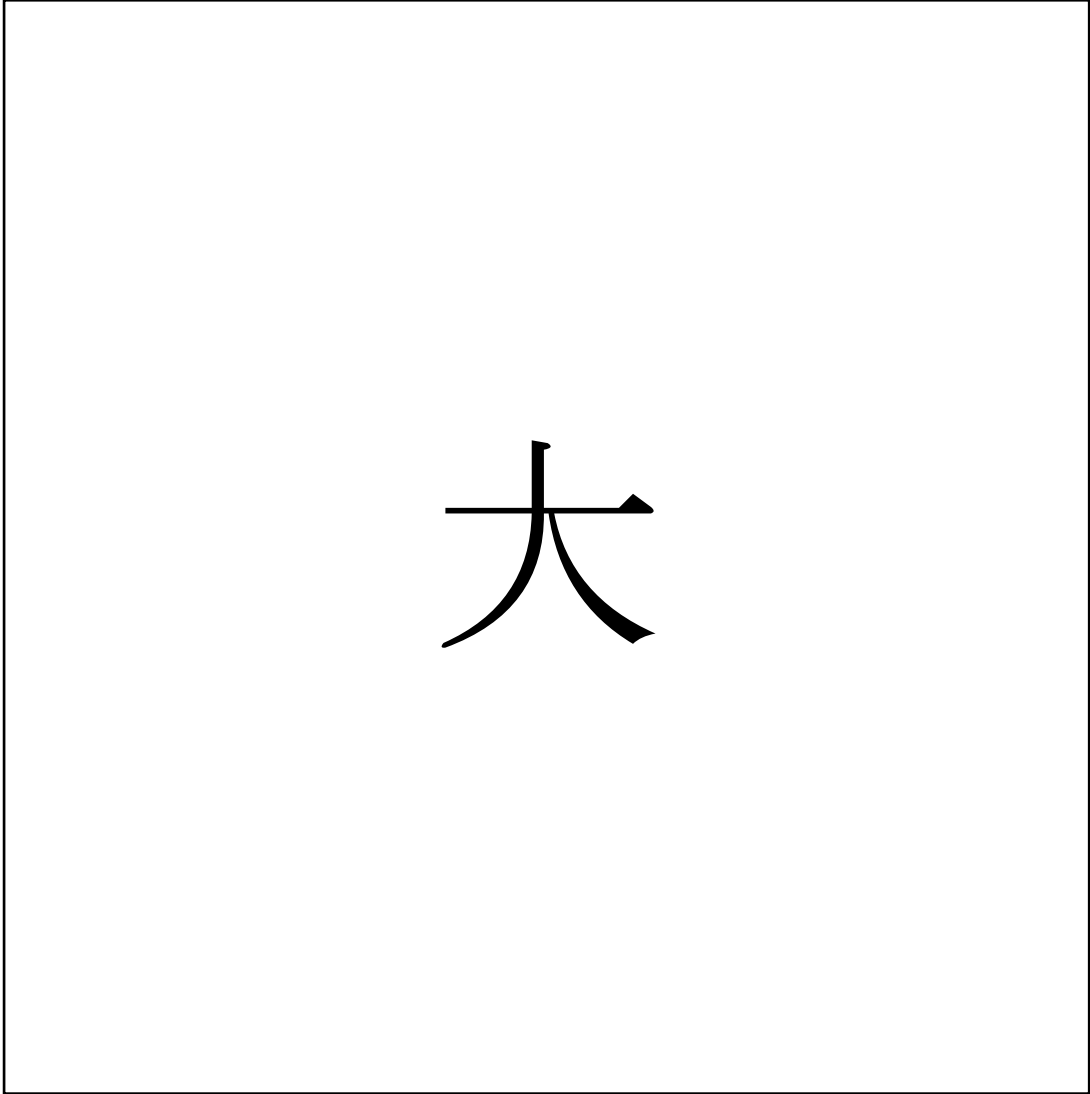


大

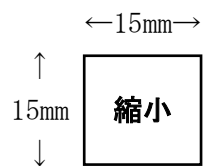


**応募用紙（3/3） <作品記入用紙（モノクロ用）>**

1枚につき1案記入。1案はマーク本体に1種類のアタッチメントをはめ込んだ図柄と、他の4種類の家畜の図柄と文字ロゴを記入



大



## 飼料稲給与畜産物認証マークのイメージ

### 【マークの本体】



### 【マークのアタッチメント: 本体にはめ込む図柄(家畜、文字ロゴ)】

家畜の種類	家畜の特徴	文字ロゴの種類 ※
肉用鶏	 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">羽毛は白色、黒白黄斑、赤色など</div>	飼料用米給与肉用鶏飼養基準認証 飼料用米給与鶏肉生産基準認証
採卵鶏	 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">羽毛は白色、褐色など</div>	飼料用米給与採卵鶏飼養基準認証 飼料用米給与鶏卵生産基準認証
肉豚	 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">皮膚、被毛は白色、黒色など</div>	飼料用米給与肉豚飼養基準認証 飼料用米給与豚肉生産基準認証
肉牛	 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">毛色は黒毛、褐毛など。角は先端が黒色など</div>	飼料稲給与肥育牛飼養基準認証 飼料稲給与牛肉生産基準認証
乳牛	 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">毛色は白黒斑又は黒白斑</div>	飼料稲給与乳用牛飼養基準認証 飼料稲給与牛乳・乳製品生産基準認証

※文字ロゴは、本体に1つずつはめ込むこと。また、文字ロゴは意味が通じる範囲で途中で区切っても良い。



【 飼料稲の写真 】



飼料用稲の穂とモミ、白米



水田で成育している飼料用稲（上）



水田で成育中の飼料用稲（横）



刈り取り前の飼料用稲